

ルールを守って安全に

自転車の交通事故を防止しましょう

自転車は誰でも気軽に乗れる便利な乗り物ですが、きちんとルールを守らないと、重大な事故につながる可能性があります。

自転車は原則車道通行

道路交通法では、自転車は軽車両と位置付けられているので、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行しましょう。ただし、道路標識や道路標示で指定された場合のほか、運転者が一定の要件を満たすときは、歩道を通行できる場合があります。

車道は左側を通行

自転車は原則、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

安全ルールを守る

● 飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。また、自転車に乗る人には、お酒を飲ませないようにしましょう。

● 6歳未満の子どもなどを除き、二人乗りは禁止です。

● 並進可の標識がある場所を除き、並んで走るとは禁止されています。

● 夜間はライトを点灯して走行しましょう。

● 反射器材(リフレクター)を後部に取り付けましょう。側面にも取り付けることで車のライトに反射され、発見されやすくなります。

● 交差点は特に注意しましょう。一時停止標識を守り、狭い道から大きな通りに出るときは徐行して安全確認をしましょう。

ながら運転をやめよう

● 傘を差しながら運転すると視野が妨げられたり、風にあおられたりして危険なのでやめましょう。

● スマートフォンなどを操作しながらの運転は、危険なので

やめましょう。

● ヘッドホンを着けて音楽などを聴きながら運転すると、周囲の音が聞こえなくなり、事故などの原因となるのでやめましょう。

ヘルメットをかぶろう

自転車乗車中の交通事故の約6割が、頭部に致命傷を負ったことによるもので、ヘルメットを着用していなかった人の致死率は、着用していた場合と比較すると3倍以上になります。交通事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが非常に重要なため、年齢に関わらず、自転車に乗るときはヘルメットをかぶりましょう。

問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班
☎62・5396

点検整備をしよう

思わぬ事故を防ぐため、定期的に点検・整備をしましょう。ブレーキがよく利くか、タイヤの空気が十分か、ライトが点灯するかなどは、利用する前に必ず点検しましょう。

T Sマーク

自転車安全整備士が自転車を点検、整備(有料)して安全が確認されたときに貼られるマークで、傷害および賠償責任保険が付加されます。

自転車安全整備店の看板があるお店で、加入することができます。



T Sマークの問い合わせ先

公益財団法人千葉県交通安全協会(☎043-271-8481)
千葉県自転車軽自動車商協同組合(☎043-266-3221)

自転車での加害事故の例

●事例1

小学生が夜間に自転車で時速20~30キロで坂道を下っていたところ、歩行中の女性に正面衝突した。女性は頭の骨を折り、意識が戻らない状態となった。(賠償額9,521万円)

●事例2

高校生が昼間に自転車横断帯のかなり手前の歩道から、車道を斜めに横断したところ、自転車で対向車線を直進してきた会社員と衝突した。会社員は言語機能の喪失などの重大な障害が残った。(賠償額9,266万円)

自転車保険に加入しよう

千葉県では令和4年7月1日から自転車保険の加入が義務化されます。自転車に乗る誰もが事故の加害者になる可能性があり、過去には1億円近い賠償金が請求された事例もあります。万が一の事故に備えて、必ず自転車保険に加入しましょう。

問い合わせ先

千葉県環境生活部くらし安全推進課(☎043-223-2263)